

運用指針

第2条

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減

ご と ま き  
東海環状自動車道(五斗蒔PA)の早期完成

## 東海環状自動車道 五斗蒔PA位置図



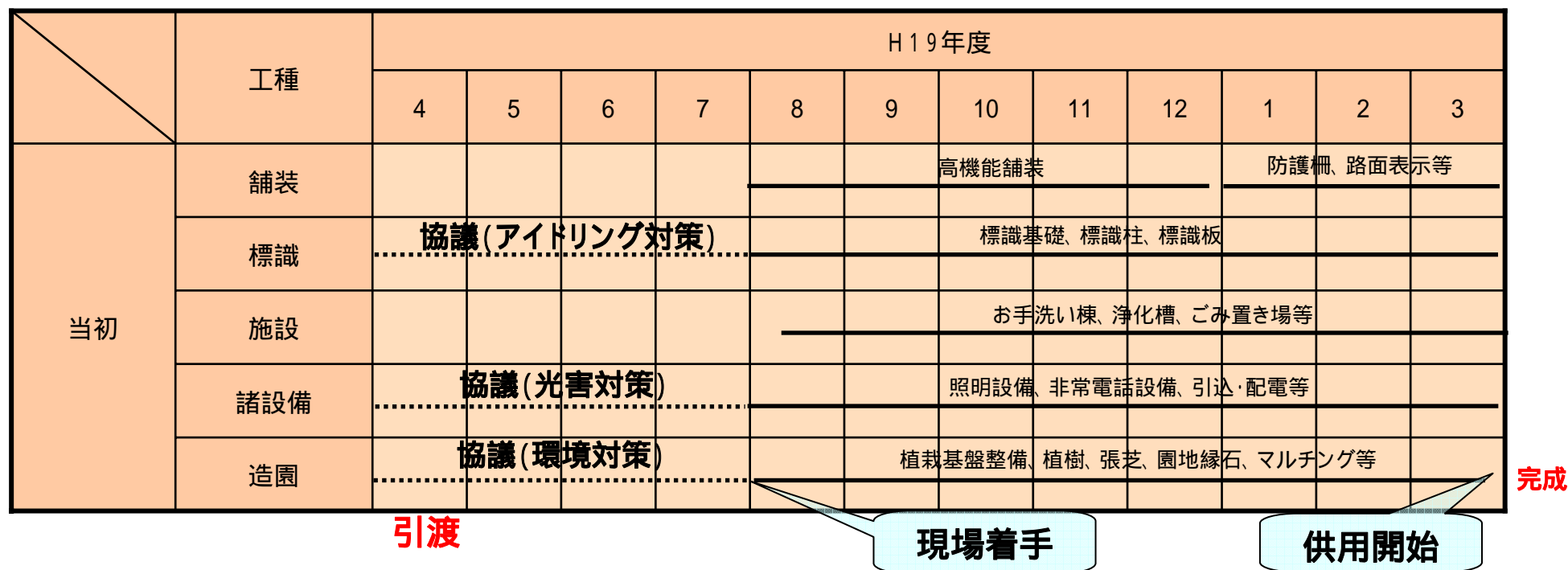
### 東海環状自動車道 五斗蒔PAの概要

- ・東海環状自動車道や中央道からの適切な休憩施設間距離が確保され、高速道路利用者の疲労軽減に図られる。
- ・駐車スペースは、大型車(5台)・小型車(10台)・2輪車(4台)、トレーラー(1台)・車椅子対応(1台)である。 内、外回り共通
- ・庭園灯や照明灯に、ソーラー発電や風力発電の利用、建物の横にフェンスでツタ類を這わせることで、西日対策を実施するなど環境に配慮した休憩施設である。

## 当初の工程計画

PAの土工部については、国交省の合併施行時期が平成19年4月1日と設定。

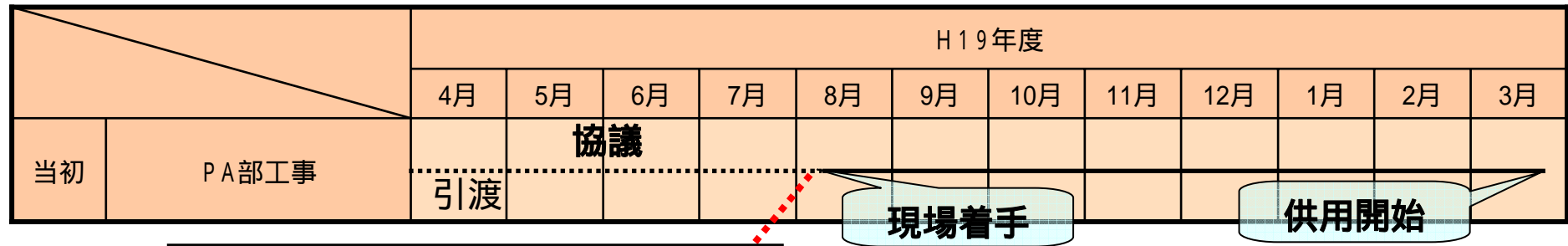
地元から要望された案件に対する具体的な対応について、工事施工段階において地元を確認する事項もあり、具体的な施工計画を検討し、地元と協議を行う必要がある。



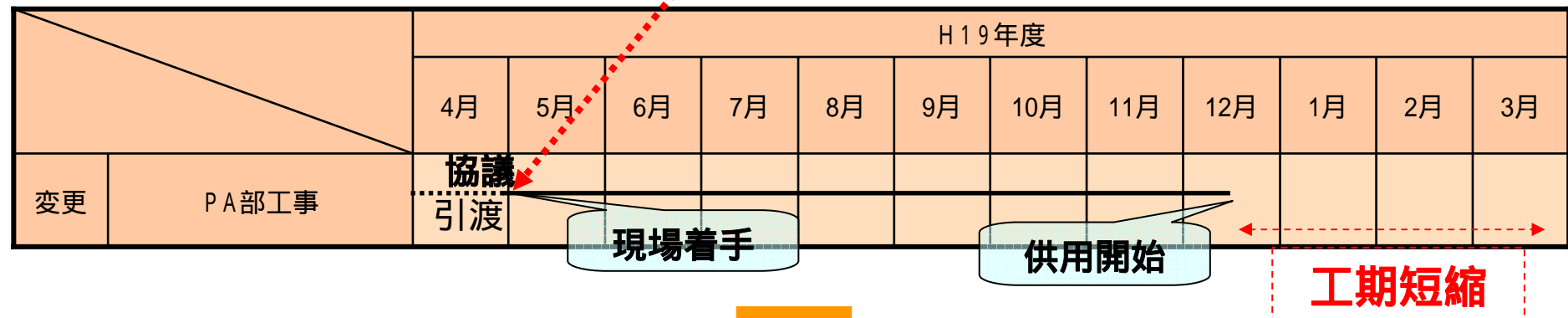
当初供用予定を平成20年3月末として協定を締結

## 工期短縮の取組み

早い段階での現場着手をめざし、地元に対して具体的な実施計画をわかりやすく説明し、更なる要望に対しても、理解を得られた結果、早期着手、早期供用が実現した。



協議により地元理解を得たことによる早期着手  
(105日の短縮)

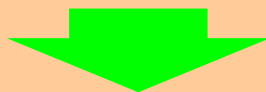


工期短縮への取組みの結果、105日の早期供用(平成19年12月16日供用)

## 工期短縮の取組み

会社は地元を理解をしてもらい、早期に現場着手できるよう、地元要望を踏まえた実施計画を検討

・いただいた意見を参考に、築堤部の植栽について、騒音遮蔽と景観対策のさらなる工夫



早い段階で現場着手が可能(平成19年5月)

105日間の工期短縮

## 経営努力要件適合性の認定について

地元からの要望に対して、具体的な実施計画を作成し、協議を行い、地元の理解が得られたことにより、**供用までの期間を短縮したものである。**

運用指針第2条第1項第3号に該当

供用までの期間を105日間短縮したことによる  
建設中一般管理費及び建設中金利の縮減



会社の経営努力による  
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減